

犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書

奈良県川西町（以下「甲」という。）と奈良県天理警察署（以下「乙」という。）とは、
犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第7条及び川西町犯罪被害者等支支援
条例（以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に
関して相互に連携協力し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、次のとおり協定を
締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め
るところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又
は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等が
その被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるようする
ための施策をいう。

（連携協力）

第2条 犯罪被害者等からの相談により、甲と乙が連携して支援を推進する必要があ
ると認められた場合、犯罪被害者等が当該犯罪等による副次的な被害及び更なる犯罪
等による被害を受けないよう配慮しつつ、双方協議の上、適切な支援を行うこととす
る。

2 甲及び乙は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を
図りながら積極的に協力するものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、犯罪被害者等のための施策の中で知り得た個人情報を、甲にあっ
ては川西町個人情報保護条例（平成17年5月川西町条例第13号）の規定に基づき、
乙にあっては奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）の規定に
に基づき、適正に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、犯罪被害者等のための施策の中で知り得た個人情報を、この協定を運
用する目的以外に利用してはならない。

（協議）

第4条 甲及び乙は、この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、そ
の都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第5条 本協定は、平成29年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、双方が署名の上、各自1通を
保管する。

平成29年3月30日

甲 川西町長

竹村匡正



乙 奈良県天理警察署長

山崎 友宏



犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書

奈良県川西町（以下「甲」という。）と奈良県天理警察署（以下「乙」という。）とは、
犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第161号）第 7 条及び川西町犯罪被害者等支支援
条例（以下「条例」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に
関して相互に連携協力し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、次のとおり協定を
締結する。

（定義）

第 1 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め
るところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又
は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等が
その被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるようする
ための施策をいう。

（連携協力）

第 2 条 犯罪被害者等からの相談により、甲と乙とが連携して支援を推進する必要があ
ると認められた場合、犯罪被害者等が当該犯罪等による副次的な被害及び更なる犯罪
等による被害を受けないよう配慮しつつ、双方協議の上、適切な支援を行うこととす
る。

2 甲及び乙は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を
図りながら積極的に協力するものとする。

（秘密の保持）

第 3 条 甲及び乙は、犯罪被害者等のための施策の中で知り得た個人情報を、甲にあっ
ては川西町個人情報保護条例（平成 17 年 5 月川西町条例第 13 号）の規定に基づき、
乙にあっては奈良県個人情報保護条例（平成 12 年 3 月奈良県条例第 32 号）の規定に
に基づき、適正に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、犯罪被害者等のための施策の中で知り得た個人情報を、この協定を運
用する目的以外に利用してはならない。

（協議）

第 4 条 甲及び乙は、この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、そ
の都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第 5 条 本協定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、双方が署名の上、各自 1 通を
保管する。

平成 29 年 3 月 30 日

甲 川西町長

竹村匡正



乙 奈良県天理警察署長

山崎友宏

